

副本

平成22年(行ウ)第2号 行政文書不開示決定処分取消請求事件

原告 松山 治幸

被告 国 (処分行政庁 内閣官房内閣総務官)

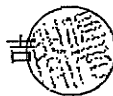
答 弁 書

平成22年2月18日

大阪地方裁判所第7民事部合1係 御 中

被告指定代理人

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法務省大臣官房

参 事 官 佐久間 健 

行政訟務課付検事 平 井 直 

行政訟務課第一係長 高 橋 秀 


行政訟務課法務事務官 手 塚 久美子 

〒530-0047 大阪市北区西天満一丁目11番4号
大阪法務局北分庁舎

大阪法務局訟務部 (送達場所)

TEL 06-6311-9347

FAX 06-6311-9349


部 付 検 事 網 田 圭 亮 


上 席 訟 務 官 向 井 司 郎 


訟 務 官 水 谷 淳 

〒100-8968 東京都千代田区永田町一丁目6番1号


内閣官房内閣総務官室

内 閣 事 務 官 馬 場 純 郎 

内 閣 事 務 官 泉 聡 子 

内 閣 事 務 官 澤 繁 樹 

内 閣 事 務 官 田 中 康 弘 

内 閣 事 務 官 佐 藤 有 

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 「はじめに」について

原告の提訴の動機等を述べるものであり、認否の限りでない。

2 「1 情報公開請求と不開示決定」について

(1) 「(1)」について

ア ①について

認める。ただし、「内閣官房費の報償費」とあるのは、「内閣官房報償費」が正しい。

イ ②について

認める。ただし、不開示とした行政文書のうち、「支出決定書」とあるのは「支払決定書」が、「領収書」とあるのは「領収書等」がそれぞれ正しい。

(2) 「(2)」について

ア 第1段落について

甲第3号証の資料（内閣官房報償費の国庫からの支出状況）が公開されていることは認める。

イ 第2段落について

処分庁（内閣官房内閣総務官）が、内閣官房長官の支出に係る内閣官房報償費の平成21年9月1日から同年9月16日までの支出に関する政策推進費受払簿、支払決定書、出納管理簿、報償費支払明細書

及び領収書等を不開示としたこと（以下「本件不開示処分」という。）は認める。

(3) 「(3)」について

認める。ただし、内閣官房報償費が「流動的に使用する経費」であるとする点は、「機動的に使用する経費」が正しい。また、「情報公開法5条第6号、または5条第3号を理由として不開示処分にした」とする点は、より正確には、処分庁は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）5条6号及び3号に該当するとして、これを不開示としたものである。

3 「2 本件不開示処分の違法性」について

(1) 「(1)」について

甲第3号証に記載されている限りにおいて原告主張を認めるが、本件不開示処分に係る文書を開示すべき義務があることは争う。

(2) 「(2)」について

政策推進費受払簿は内閣官房長官が内閣官房報償費から政策推進費として使用する額を区分する都度作成されるものである点、その書面には①から⑧までの事項が記載されている点は認める。なお、政策推進費受払簿には、①から⑧までのほかに、文書名（政策推進費受払簿）も記載されている。

政策推進費受払簿を開示すべき義務があることは争う。

(3) 「(3)」について

報償費支払明細書は内閣官房報償費の使途を会計検査院に報告する文書であること及び同文書には①から⑨までの情報が記載されていることは認めるが、報償費支払明細書を開示すべき義務があることは争う。

(4) 「(4)」について

ア 第1段落について

出納管理簿は、内閣官房報償費の出納管理のため、月ごとにまとめた上で、更に当該年度に係る累計額を記載して、当該年度等における内閣官房報償費全体を一覧することができるように作成された文書であることは認める。

イ 第2段落について

出納管理簿を開示しても「公務の遂行」に実質的な支障がある可能性はなく、法的保護に値する程度の蓋然性がないとの主張は争う。

ウ 第3段落について

出納管理簿の「支払相手方等」の欄に「(注)本欄は記載した場合、支障があると思われる場合は省略することができる」と記載されていることは認めるが、出納管理簿を開示すべき義務があることは争う。

本件対象文書には、いずれも全体として独立した一体的な情報が記載されているのであって、これを更に細分化して個々の項目ごとに不開示事由該当性を判断すべきではない。

(5) 「(5)」について

支払決定書は、取扱責任者である内閣官房長官が、調査情報対策費又は活動関係費の支払決定を行う都度作成されるものであること、その書面には①から⑥までの情報が記載されていることは認める。なお、支払決定書には、①から⑥までのほかに、文書名（支払決定書）及び「下記の金額の支払を要する」旨の文言も記載されている。

支払決定書を開示すべき義務があることは争う。

(6) 「(6)」について

領収書等は、内閣官房報償費の執行に係る三つの目的類型である政策推進費、調査情報対策費（「調査情報費」とあるのは誤りである。）、活動

関係費の支払に関係するものであることは認める。

領収書等を開示すべき義務があることは争う。

第3 被告の主張

追って準備書面により主張する。